

(仮訳)

日本国総理大臣
岸田 文雄 閣下

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
突然のお手紙を差し上げる不躰をお許してください。
わたしは、大韓民国国会環境労働委員会委員長「安浩永(アン・ホヨン)」と申します。
さて、(株)日東電工が韓国オプティカルハイテクの火災を理由に一方的な清算を強行し、解雇・労働弾圧を行ったのは、深刻な人権侵害であります。従って、(株)日東電工が責任を持って雇用継承を行うよう、日本政府に要請致します。

日韓両国は国連(UN)および経済協力開発機構(OECD)の加盟国として国際的な規範を守る義務があります。ILO協約締結国として労働権保護に率先して取り組むべきです。

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」(UN Guiding Principles on Business and Human Rights)やOECD多国籍企業ガイドライン、国際労働機関(ILO)多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(ILO MNE宣言)など、この3つの国際規範に共通する点は、政府が人権を保護し、企業が人権を尊重し、権利主体が人権に対する否定的影響について救済または被害回復を受けられるようにすることです。

つまり、企業が事業を行う中で直接引き起こした否定的影響、直接または間接的に及ぼした否定的影響、または外注先と関係している場合、元請け企業が被害回復などの救済措置を直接行うか、その影響力に見合った措置を実施するという内容であります。

日本政府も2022年9月に企業活動が国際的な規範に適合するよう「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。

私は日本政府に対し、(株)日東電工が人権に対して及ぼした否定的な影響を是正し、被害回復に努めるよう指南していただきたく、以下の点を要請いたします。

<要請事項>

1. 日本政府は、ビジネスと人権に関する指導原則(UNGP)、OECD多国籍企業ガイドライン、日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を(株)日東電工が遵守するよう、指南していただけますようお願い申し上げます。
2. (株)日東電工は、国際規範が定める「組合を結成する権利(結社の自由と団体交渉権)」および「働く権利」を侵害しました。日本政府は、(株)日東電工が韓国オプティカル労働者の雇用継承と被害回復に取り組むよう、お導きいただけますようお願い申し上げます。
3. 日本政府は、(株)日東電工と韓国オプティカルハイテックの労働者が事態解決のために直接対話できるように取り計らっていただけますようお願い申し上げます。

わたしは、大韓民国国会議員として、日本政府が国際規範の遵守と共通善を実現する、責任あるパートナーとして共に歩んでいくことを期待しています。

我々の要請は、特定民間企業の雇用に対する介入ではなく、企業と人権に関する国際基準を守ろうとする意志であり、外交的努力であります。

末筆ながら岸田総理大臣のますますのご活躍をお祈り申し上げます。

大韓民国国会環境労働委員会委員長
安 浩永(アン・ホヨン)

敬具